

# 産業建設常任委員会記録

令和2年4月24日

【開催日】 令和元2年4月24日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前11時～午前11時8分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	藤岡修美
委員	岡山明	委員	高松秀樹
委員	恒松恵子	委員	森山喜久
委員	宮本政志		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

副議長	矢田松夫
-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三	経済部長	河口修司
経済部次長兼農 林水産課長	川崎信宏	商工労働課長	村田浩
商工労働課主査 兼商工労働係長	宮本涉	商工労働課公共 交通対策室主任	大森一世
商工労働課企業 立地推進室主任	水野雅弘		

【事務局出席者】

局長	尾山邦彦	書記	光永直樹
----	------	----	------

【審査事項】

- 承認第6号 山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正に関する専決処分について

---

午前 11 時 開会

---

中村博行委員長 それではただいまより産業建設常任委員会を開催いたします。

本日の審査内容につきましては、お手元の審査番号 1 番、承認第 6 号山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正に関する専決処分についてであります。まず執行部のほうから説明を求めます。その前に順次自己紹介をお願いします。

川崎経済部次長兼農林水産課長 改めましておはようございます。4月1日の異動で経済部次長兼農林水産課長を拝命いたしました川崎と申しますよろしくお願ひいたします。

宮本商工労働課主査兼商工労働係長 同じく4月1日、人事異動において、商工労働課主査兼商工労働係長を拝命いたしました宮本と申します。主に業務は商業関係、労働関係を担当します。よろしくお願ひいたします。

大森商工労働課公共交通対策室主任 4月1日から東京理科大学から出向でまいりました。商工労働課主任の大森と申します。主な業務は公共交通の担当になりますのでよろしくお願ひいたします。

水野商工労働課企業立地推進室主任 この4月から商工労働課企業立地推進室に異動になりました主任の水野と申します。よろしくお願ひします。

中村博行委員長 それでは説明を求めます。

村田商工労働課長 それでは承認第 6 号の山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について概要を御説明いたします。お手元に A 4、1

枚の資料をお配りしていると思いますが、この資料に沿って御説明させていただきます。まず1の概要ですが、この条例は産業の振興と雇用の拡大を目的として山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例を平成28年10月に制定して、市内で新增設した資産について固定資産税の課税免除及び不均一課税を実施しております。次に2のこの条例の根拠となる法律と条例の制定の経緯です。国において地方創生の一環として東京一極集中を緩和し、地方の雇用確保を図るために、東京から地方への本社機能の移転や地方にある本社機能拡充する事業者に対しまして、税制面で優遇するため、地方地域再生法が改正されました。この改正を受け山口県が内閣府より地域再生法に基づく地域再生計画の認定を受け、本市においてもこの山口県の計画に基づき条例を制定し、平成28年10月から固定資産税の不均一課税平成30年9月改正より、課税免除及び不均一課税を実施しております。この度、国がさらに本社機能の移転等を促進するため地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令を改正し、特例措置の2年間延長を行いました。これに伴い本市も条例改正するものです。次に3の特例措置ですが、この制度には移転型と拡充型の2種類あります。移転型は東京23区からの本社機能の移転が対象となります。拡充型は地方にある本社機能の強化となります。移転型のほうが特例措置は手厚くなっております。特例措置には、国税の課税の特例で国が債務保証することにより融資が受けやすくなることのほか、線を引いておりますが、地方税の課税免除及び不均一課税、市では、固定資産税の課税免除及び不均一課税があります。3年間適用されます。この特例措置の申請につきましては、事業者が山口県に事業計画を提出し、山口県に認定を受ける必要があります。認定を受けた事業者が市に固定資産税の課税免除及び不均一課税の申請を行います。次に4の今回の法改正を受けて、市の条例改正の内容ですが、法の適用期限が平成32年3月31日までを令和4年3月31日までに延長されたことに伴う改正です。本条例の特例措置の対象者を平成32年3月31日までに山口県から認定を受けた事業者というところを令和4年3月31日までに変更いたします。最後に

参考ですが、不均一課税の税率は通常の税額は固定資産の課税標準額に標準税率の1.4%を掛けたものになりますが、特例措置によって税率を移転型については、1年目を課税免除、2年目0.35%、3年目0.7%、拡充型につきましては1年目0.01%、2年目0.35%、3年目0.7%としております。なお、不均一課税を実施した地方自治体に対しましては、減収分について地方交付税による補填措置があります。以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いたします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、委員の皆さんより質疑を求めます。

岡山明委員 本市においてその対象事業所が何社あるか確認したいんですが。

村田商工労働課長 何社あるかというところは調査していませんが、対象となるものは業種に制約はありません。また、本社機能として事務所と研究所と研修所が対象となります。

中村博行委員長 実績とかはないですか。

村田商工労働課長 市内の実績は今のところなくて、県内で4件の実績がございます。宇部市と周南市とあとは非公表のところ、事務所1件、研究機関が3件ありまして、いずれも拡充型ということになっております。

宮本政志委員 ということは建物、固定資産税は土地、建物両方ですけど、建物のみってことですか。

村田商工労働課長 対象となっているのが、土地、建物、構築物、機械装置となります。

宮本政志委員 都市計画税は対象外であくまで固定資産税のみということですね。

村田商工労働課長 そのとおりです。

中村博行委員長 ほかに質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論ありませんので採決に移ります。それでは、承認第6号、山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正に関する専決処分について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、承認第6号は可決すべきものと決しました。以上で産経建設常任委員会を閉じます。

---

午前11時8分 散会

---

令和2年4月24日

産業建設常任委員長 中村博行